

平成十九年十月二日受領
答弁第二八号

内閣衆質一六八第二八号

平成十九年十月二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての外相の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての外相の発言に関する再質問に対する答弁書

一について

一括とは、一般に、一つにくくることを意味するものと承知している。

二について

お尋ねの「北方四島の一括返還」については、我が国固有の領土であるが、現在、ロシア連邦が不法占拠している択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を一括して我が国に返還することを指すものと考えている。

三及び四について

御指摘の町村外務大臣（当時）の発言は、北方四島を面積で二等分すること等により北方領土問題を解決する考え方に関する同大臣の見解を問われたのに対して、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという政府の方針を踏まえ、北方四島の返還を実現していくとの趣旨を述べたものである。

五及び六について

先の答弁書（平成十九年九月十八日内閣衆質一六八第五号）四についてでお答えしたとおり、我が国がロシア連邦との交渉の過程で行った要求の具体的内容を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。